



福岡医発第 76号 (地)

平成25年 4月 5日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」の制定に伴う

条文及び説明書について

今般、「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」につきまして3月28日福岡県
2月議会本会議にて可決成立し、3月29日に公布されました。

本条例は、公布の日から施行することとされており、条例の内容は別添のとおりで
ありますので、十分御了知の上、その実施に遺憾なきを期するようお願いいたします。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

「公印省略」

24医指第4213号

平成25年3月29日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課在宅医療係)

「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」制定に伴う
条文及び説明書について（送付）

本県の歯科口腔保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

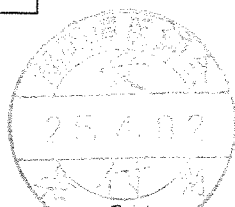
今般、「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」につきまして3月28日福岡県2月議会本会議にて可決成立し、本日公布されました。

本条例は、公布の日から施行することとしており、条例の内容は別紙のとおりでありますので、十分御了知の上、その実施に遺憾なきを期するようお願いいたします。

また、本県におきましては、今後の歯科口腔保健の推進に関する基本的施策について総合的に推進していく予定であります。

今後の歯科口腔保健の推進に関し、特段の御配慮を頂きますようお願いいたします。

福岡県保健医療介護部医療指導課
在宅医療係 馬場・曾我部
TEL：092-643-3275
FAX：092-643-3277



福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、口腔^{くわう}の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力に努めるものとする。
- 3 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。
- 4 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項
- 二 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項
- 三 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項
- 四 高齢期における^{えん}摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項
- 五 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項
- 六 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項
- 七 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- 八 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項
- 九 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項
- 十 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項
- 十一 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十三条第一項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。
- 3 知事は、前二項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

(啓発週間)

第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

(財政上の措置等)

第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」

説明書

平成25年3月

福岡県保健医療介護部医療指導課

— 目次 —

第一条	目的	1	ページ
第二条	基本理念	4	
第三条	県の責務	8	
第四条	歯科医療等業務従事者等の責務	13	
第五条	県民の責務	16	
第六条	基本的施策の実施	17	
第七条	歯科口腔保健推進計画の策定	26	
第八条	啓発週間	27	
第九条	財政上の措置等	27	
附 則		28	

(目的) 第一条

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

【趣 旨】

○この条例は、口腔の健康が、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることに鑑み、「歯科口腔保健の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持に関し、基本理念を定め、県及び歯科保健医療等従事者等の責務を明らかにし、また、施策の基本的事項を定め、歯科口腔保健の推進に関する施策を県全体で総合的に推進することにより、県民が可能なかぎり自分の歯で食べる楽しみや言葉を発する等、生活する上での基礎となる健康状態を保つとともに、それにより生活の質の向上を図ることを条例の目的として定めたものである。

本条は、この条例の制定目的、内容を示したものである。

○歯科口腔保健の推進を図る上で、生涯を通じた歯科口腔保健対策は大変重要であるが、歯科保健の分野ではこれまで、根拠となる法律が「母子保健法」、「学校保健安全法」、「健康増進法」等に分散しており、子どもから高齢者まで一貫した法律がなかったが、平成23年8月「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、生涯にわたり歯科口腔保健の推進を総合的に推進することとなった。

○本県においても、生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上等により、県民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的とした条例を制定し、県の責務を明確にしつつ、法律で明文化されていない内容を条例化することでお一層、本県の歯科口腔保健に関する施策の推進を図ろうとするものである。

○本条例は、県民の歯科口腔保健の推進を図るため、基本理念を定め、県、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、事業者、医療保険者及び県民に対しそれぞれ有する責務を明確にし、それぞれの関係団体が相互に連携又は協力し、一体となって歯科口腔保健の推進のための施策を総合的かつ計画的に推進していくという県の施策の枠組みを提示した条例であり、県民の権利を制限し若しくは義務を課すことを内容とする条例ではない。

【解 説】

◆「歯科口腔（口腔）」

「口腔」とは口峽（咽頭の入口）の部分から前方、軟口蓋、硬口蓋、頬部（頬粘膜）、口唇、舌、口腔底、歯肉等を指すもの。「歯」もこれに含まれるが、本条例においては、「口腔」のみでは県民にとって分かりにくいであろうことを踏まえ、「口腔」もしくは「歯科口腔」と表記することとしている。

◆「歯科口腔保健」

歯と口腔の衛生を保持するとともに、むし歯や歯周疾患（歯肉炎、歯周炎等）、口腔がん、外傷（歯牙破折、骨折）、機能障害（摂食嚥下、構音）等の予防及び治療を行うことで、健全な口腔機能を維持することをいう。

歯科口腔保健は、体全体の健康を維持する上で大切な食生活や会話などのコミュニケーションを支えるものであるが、その健康の保持は、自分の歯で食べる楽しみや、食べ物を飲み込む、言葉を発する等、生きる上での基礎となる健康状態を保てるようにすることであり、質の高い生活を送るために重要なものである。

なお、歯の健康については「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（厚生労働省策定）において言及されているところであり、その基本的な考え方は、本条例においても異なるところはない。

◆「歯科疾患」

むし歯、歯周疾患（歯肉炎、歯周炎等）が代表的な歯科疾患とされるが、この他に、口腔がん、外傷（歯牙破折、骨折）、機能障害（摂食嚥下、構音）、歯の欠損、根尖性歯周組織炎（*）、顎関節症、不正咬合等が該当する。

（*）歯の根の部分に細菌や刺激等で炎症を起こした状態

◆「基本理念」

歯科口腔保健の推進に関しての本条例における基本的な考え方のこと。

◆「県」

本条例では、執行機関としての知事だけでなく、県教育委員会、議会や警察なども含めたところでの県を指す場合に用いている。（県の施策の具体的な実施主体を指す場合には、執行機関の総括者である「知事」という用語を用いている。）

◆「県の責務等」

県の責務のほか、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、事業者、医療保険者及び県民の責務をいう。

◆「施策の基本となる事項を定めること等」

施策の基本となる事項やそれを推進するための方針、目標、計画その他の基本的事項の策定、財政上の措置を講ずることを指す。

◆「総合的に推進」

「総合的に推進」とは、歯科口腔保健の推進を図るためには、保健、医療、福祉、教育等多方面の分野に関係することから、県は、全体的な視野に立って、第7条に規定する「歯科口腔保健推進計画」を策定し、これに従って施策を実施することをいう。

◆「県民」

本条例では、「県民」は福岡県内に居住するすべての人をいう。

なお、条例は、原則として当該地方公共団体の区域全体にその効力を及ぼし、かつ、その区域外に効力を及ぼすことなく、施行の範囲を専ら一定の区域として考える属地主義をとるのが一般的であり、本条例においても属地主義を採用する。属地主義においては、その区域内に住所を有しない滞在者に対しても適用される。

◆「県民保健の向上」

県民が可能なかぎり自分の歯で食べる楽しみや言葉を発する等、生活する上での基礎となる健康状態を保つとともに、それにより生活の質の向上を図ることをいう。

【参 考】

＜健康日本21（第2次 第二）＞（平成24年7月告示）

（6）歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

(基本理念) 第二条

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

【趣 旨】

○本条は、法律の規定と同様の理念をもって施策を推進することとしており、歯科口腔保健の推進に当たっては、県民自らの予防にむけた自主的な取組を促進するとともに、人生の各ライフステージに最も適した歯科保健医療サービスを、県民が居住する地域や年齢にかかわらず同じように受けられるよう施策を推進すべきことを基本理念として定めたものである。

また、施策の推進に当たっては、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する施策等との有機的な連携やその関係者の協力を得て、総合的に推進すべきことを基本理念として定めたものである。

【解 説】

◆「歯科疾患の予防に向けた取組」

いわゆる一次予防のことであり、歯科疾患の発生を未然に防ぐ行為のこと。適切な食生活、甘味の適正摂取等生活習慣の改善、口腔内清掃、禁煙、介護予防における摂食嚥下訓練や、フッ化物塗布、フッ化物洗口、シーラント等の予防措置、マウスピースなどによる口腔に影響を及ぼす事故の防止などがある。

◆「歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けること」

いわゆる二次予防のことであり、重症化することにより治療困難や機能の障害の拡大、歯の喪失などをきたすような疾患をできる限り早期に発見し処置することにより重症化を防止する行為のこと。早期発見とは健康診断（スクリーニング）、早期治療とは臨床的治療のことを指す。

◆「乳児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態」

＜ライフステージの分類＞

乳児期から高齢期：乳児期、幼児期、学齢期、成人期、高齢期までの人生の各段階を指す。

乳児期：生まれてから1歳に満たない時期を指す。

幼児期：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの時期を指す。

【参 考】

○母子保健法〔昭和40年8月18日法律第141号〕

第六条

2 この法律において「乳児」とは、1歳に満たない者をいう。

3 この法律において「幼児」とは、満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

学齢期：小学校就学から義務教育を終了するまでの期間をいう。（いわゆる学齢児童、学齢生徒を指す。）

成人期：18歳から64歳までの期間をいう。

高齢期：WHOの定義において、65歳以上を指す。

＜各ライフステージにおける歯科的な特徴＞

時 期	特 徴
乳児期	乳歯が生え始め、顎骨の中には永久歯が形成され始める。徐々に食べる機能（摂食、咀嚼、嚥下）が発達する。
幼児期	乳臼歯が生えて、乳歯列が完成する時期である。また、かみ合わせが安定し、永久歯が生え始めるが、生え始めの歯は、歯の質が弱く、むし歯になりやすい。卒乳の遅れや不規則な食生活等によるむし歯が発生する時期であり、食生活の乱れや育児環境等により、一人で多くのむし歯をもつ子どもが存在する。
学齢期	（小学生） 乳歯と永久歯の交換期で、永久歯列がほぼ完成する。幼若永久歯（生えたばかりの大人の歯）のむし歯が発生しやすい。高学年になると、乳歯と永久歯の交換もほぼ終了し歯列（顎の骨の大きさなど）と歯の不調和が発生し、かみ合わせや不正咬合の異常がみられ、歯肉炎が発症しやすくなり、食物によっては食べにくくなることある。 （中学生（高校生含む）） 永久歯列が完成し、歯の間等にむし歯がさらに多発する時期であり、生活習慣の乱れから歯肉炎の発症や増悪がみられる。
成人期	歯周疾患が増加し、歯の喪失がみられる。
高齢期	歯の喪失が増加し、口腔機能の低下がみられる。

※上記のとおり、乳児期は、生涯の始まりであり、歯及び口腔の健康づくりにおいても大変重要な期間である。幼児期及び学齢期は、最もむし歯になりやすく、成人期においては、歯を失う大きな原因である歯周疾患の罹患率が高まる。さらに高齢期においては口から食物を摂取する期間を延ばし、嚥下性肺炎を予防するなど、生活の質（QOL）の向上を図ることが大切である。これらを踏まえ、歯科口腔保健の推進においては、それぞれのライフステージでの口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性を踏まえた対策が必要となる。

◆「歯科疾患の特性」

例としてむし歯は、ごく初期を除き、患部を除去しない限り治癒しない。この場合の治癒とは、歯が元に戻るわけではなく、欠損部位に別な材質のものに機能的、審美的な形態を付与し、修復を図ることをいう。

◆「保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策」

項 目	意 味
保健施策	保健とは「健康を守り保つこと」であり、この場合、地域保健法や関係法規に基づく保健施策のことを指す。
医療施策	医療とは「医術で病気を治すこと」であり、この場合、医療法や関係法規に基づく医療施策のことを指す。
社会福祉施策	社会福祉とは「社会成員の幸福な状態。社会成員の幸福な状態をもたらすための制度、政策、実践など」であり、この場合、社会福祉法や関係法規に基づく福祉施策のことを指す。
労働衛生施策	労働衛生とは「労働者の安全と衛生を確保するための諸対策を講ずること。」であるが、この場合、労働安全衛生法や関係法規に基づく施策のことを指す。
教育施策	教育とは「他人に対して、意図的な働きかけを行うことによって、その人を望ましい方向へ変化させること。広義には、人間形成に作用するすべての精神的影響をいう。その活動が行われる場により、家庭教育・学校教育・社会教育に大別される。」ことであり、この場合、学校安全衛生法や関係法規に基づく施策のことを指す。

◆「施策」

ほどこすべき策、実行すべき計画のことをいう。

◆「有機的」

有機体のように、多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が密接に結びついて互いに影響を及ぼし合っているさま、をいう。

◆ 「保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者」

分 野	対 象
保健関係者	保健に関係する機関・団体（保健所（保健福祉（環境）事務所）、市町村保センター等）及びそれらに関連する歯科医師、医師、保健師（産業保健師を含む。）、歯科衛生士、栄養士、その他保健に関係する者・団体をいう。
医療関係者	医療に関係する機関・団体（医療機関、歯科医師会、医師会等）及びそれらに関連する医師、薬剤師、看護師、栄養士、その他医療に関係する者・団体をいう。
社会福祉関係者	福祉に関係する機関・団体（保育所、介護保険事業者、社会福祉協議会、障害者支援施設等）及びそれらに関連する保育士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に関係する者・団体をいう。
労働安全関係者	労働衛生に関係する機関・団体（事業所、産業保健推進センター）及びそれらに関連する事業主、衛生管理者、安全衛生推進者、医師、歯科医師、看護師、保健師、栄養士、その他職域保健に関係する者・団体をいう。
教育関係者	教育に関係する機関・団体（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校等）及びそれらに関連する園長、校長、教諭、養護教諭、教授、その他教育に関係する者・団体をいう。
その他の関係者	食生活改善推進連絡協議会、民生委員連絡協議会、PTA、育成会、老人クラブ等の地域の活動組織、ボランティア等及びそれらに関連する者・団体が想定される。

◆ 「総合的に歯科口腔保健を推進する」

歯科口腔保健の推進は、保健、医療、福祉、教育等多方面の分野に関係することから、県は、全体的な視野に立って、計画に従い施策を実施することをいう。

(県の責務) 第三条

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力に努めるものとする。

3 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第7項に規定する医療保険者をいう。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

【趣 旨】

○本条は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に取り組む県の責任についての考え方を明らかにしたものである。

県は、歯科口腔保健を推進に関する施策を策定し、実施する責務を有し、その際、国や市町村との連携を図ることを明確に規定している。

また、県は、医療分野（歯科以外も含む）や保健分野、社会福祉分野等、関係する者や団体との協力に努めるとともに、市町村や事業者及び医療保険者が効果的に歯科口腔保健に関する取組めるよう、情報の提供や助言等必要な支援を行うことを規定している。

【解 説】

◆「県」（再掲）

本条例では、執行機関としての知事だけでなく、県教育委員会、議会や警察なども含めた総体としての県を指す場合に用いている。（県の施策の具体的な実施主体を指す場合には、執行機関の総括者である「知事」という用語を用いている。）

◆「県の責務」

歯科口腔保健の推進に関する実施主体としての県の責任をいう。

◆「国及び市町村との連携」

「歯科口腔保健の推進に関する法律」第3条第2項において「地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、国の施策との整合性を保つものである。また、県は国だけでなく同じ地方公共団体である市町村との連

携も図りつつ施策を策定し実施することを規定したものである。

◆ 「歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する」

歯科口腔保健の推進は、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等多方面の分野に関係することから、県は、全体的な視野に立って、第7条に規定する県歯科口腔推進計画を定め、これに従って施策を実施することをいう。

◆ 「歯科医療等業務従事者」

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、看護師等を指す。

◆ 「保健等業務従事者等」

保健、医療（歯科医療を除く）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体を指す。

項 目	職 種
保健業務に従事する者及び機関	歯科医師、医師、保健師（産業保健師を含む）、歯科衛生士、栄養士、及び保健に関係する機関・団体（保健所、保健福祉（環境）事務所、市町村保健センター等）
医療業務に従事する者及び機関	医師、薬剤師、看護師、その他医療に関係する者・団体、及び医療に関係する機関・団体（医療機関、歯科医師会、医師会等）
社会福祉業務に従事する者及び機関	保育士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に関係する者・団体、及び福祉に関係する機関・団体（保健福祉（環境）事務所、保育所、介護保険事業者、社会福祉協議会、障害者支援施設等）
労働衛生業務に従事する者及び機関	事業主、衛生管理者、安全衛生推進者、医師、歯科医師、看護師、保健師、栄養士、その他職域保健に関係する者・団体（事業所、産業保健推進センター等）
教育業務に従事する者及び機関	園長、校長、教諭、養護教諭、教授、その他教育に関係する者・団体、及び教育に関係する機関・団体（教育基本法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校等）
その他の関連分野に関する業務に従事する者及び機関	食生活改善推進連絡協議会、民生委員、児童委員、PTA、育成会、老人クラブ等の地域の活動組織、ボランティア等及びそれらに関連する者・団体

◆ 「歯科保健指導」

歯磨き指導（ブラッシング指導）、プラークコントロール（プラーク（歯垢）を減少させることをいう。）指導、食生活指導、生活習慣指導のことをいう。

具体的には、歯磨き指導、義歯の手入れ指導、口腔内の衛生指導、むし歯予防や強い歯にする、あごを強くするなどの食べ物に関する指導、咀嚼や嚥下などの食べ方指導、言語機能を発達させる指導、ミルク・おやつの与え方の指導、歯周病と喫煙や糖尿病との関連指導、定期歯科検診の受診指導など。

歯科治療が、むし歯等の疾患の治療であることに對し、歯科保健指導は、むし歯等の疾患にならないための予防方法を指導する行為である。

【参 考】

〈歯科医師、歯科衛生士〉

○歯科医師法 （昭和 23 年 7 月 30 日法律第 202 号）

第一条 歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

○歯科衛生士法 （昭和 23 年 7 月 30 日法律第 204 号）

第一条 この法律は、歯科衛生士の資格を定め、もつて歯科疾患の予防及び口くう衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十一条第一項 及び第三十二条 の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

3 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

〈医師、保健師、栄養士〉

○医師法 （昭和 23 年 7 月 30 日法律第 201 号）

第一条 医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

○保健師助産師看護師法 （昭和 23 年 7 月 30 日法律第 203 号）

第一条 この法律は、保健師、助産師及び看護師の資質を向上し、もつて医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称

を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

○栄養士法（昭和22年2月29日法律第245号）

第一条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

◆「事業者」

事業者とは、「労働安全衛生法」第2条第1項第3号の事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

◆「医療保険者」

医療保険者とは、介護保険法第7条に規定する全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

【参 考】

○健康保険法（大正11年4月22日法律第70号）

第百五十条 保険者は、（略）健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2～6 略

○労働安全衛生法（昭和47 年6月8日法律第57 号）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （省略）

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

三 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

◆「情報の提供その他の必要な支援」

歯科口腔保健の推進に関する情報提供、専門的・技術的な助言、その他歯科保健医療サービスの提供における具体的な方法や内容を指す。

(歯科医療等業務従事者等の責務) 第四条

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

【趣 旨】

○本条は、歯科口腔保健に関係する者等として、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者等、事業者、医療保険者の責務を定めたものである。

これらの者は、県民の歯科口腔保健の推進に関して重要な役割を果たすことが期待されていることから、基本理念にのっとり推進に努めるとともに、相互の活動において連携または協力を図るよう努めることを規定したものである。

なお、本県では、成人期の歯科検診や歯科保健指導の機会は十分に確保されているとは言いがく、「成人期」における歯科口腔保健を推進するためには、「事業者」及び「医療保険者」に期待される役割が極めて重要であることから、特にその役割を責務として規定するものである。

事業者や医療保険者は、健康診断や保健指導等を通じて、その従業員あるいは被保険者の健康の保持増進に重要な役割を担っていることから、第3項では事業者に対し、使用する労働者について、第4項では医療保険者に対し、被保険者及び被扶養者について、それぞれ歯科口腔保健に関する健康診断及び保健指導の機会を確保するなど、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めることを規定したものである。

事業者は、「労働安全衛生法」に基づき、労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないこと、また、「歯周疾患の予防等に関する労働者への配慮について（平成20年5月30日基発第0530003号厚生労働省労働基準局長通知）」により歯周疾患の予防対策としての取組を推進するよう指示があることから本条例で規定した。

◆「医療保険者」

医療保険者について、医療各法の保険者が被保険者等に特定健康診査を行うものと規定されており、また、「健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について（平成 20 年 3 月 31 日健発第 0331026 号厚生労働省健康局長通知）」「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成 16 年 6 月厚生労働省告示第 242 号）」において医療保険者は、被保険者及び被扶養者に対し健康増進事業として実施される歯周疾患検診等への受診を促すよう特に配慮することとされていることから本条例で規定した。

この規定は、事業者及び医療保険者に対し、新たな義務を課すものではなく、自主的な取組を促すことを目的としている。

【解 説】

◆「歯科医療等業務従事者」（再掲）

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、看護師等を指す。

◆「保健等業務従事者等」（再掲）

項 目	職 種
保健業務に従事する者及び機関	歯科医師、医師、保健師（産業保健師を含む）、歯科衛生士、栄養士、及び保健に関係する機関・団体（保健所、保健福祉（環境）事務所、市町村保健センター等）
医療業務に従事する者及び機関	医師、薬剤師、看護師、その他医療に関係する者・団体、及び医療に関係する機関・団体（医療機関、歯科医師会、医師会等）
社会福祉業務に従事する者及び機関	保育士、介護福祉士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、民生委員・児童委員、その他福祉に関係する者・団体、及び福祉に関係する機関・団体（保健福祉（環境）事務所、保育所、介護保険事業者、社会福祉協議会、障害者支援施設等）
労働衛生業務に従事する者及び機関	事業主、衛生管理者、安全衛生推進者、医師、歯科医師、看護師、保健師、栄養士、その他職域保健に関係する者・団体（事業所、産業保健推進センター等）
教育業務に従事する者及び機関	園長、校長、教諭、養護教諭、教授、その他教育に関係する者・団体、及び教育に関係する機関・団体（教育基本法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校等）
その他の関連分野に関する業務に従事する者及び機関	食生活改善推進連絡協議会、民生委員、児童委員、PTA、育成会、老人クラブ等の地域の活動組織、ボランティア等及びそれらに関連する者・団体

◆「県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策」

第6条に規定される基本的施策をさす。

◆「歯科に係る検診(歯科検診)」

歯科医師が、歯と口腔の健康状態を把握したり、病気を早期に発見し、早期治療をするための診断を意味すること。

◆「歯科保健指導」(再掲)

歯磨き指導(ブラッシング指導)、プラークコントロール(プラーク(歯垢)を減少させることをいう。)指導、食生活指導、生活習慣指導のことをいう。

具体的には、歯磨き指導、義歯の手入れ指導、口腔内の衛生指導、むし歯予防や強い歯にする、あごを強くするなどの食べ物に関する指導、咀嚼や嚥下などの食べ方指導、言語機能を発達させる指導、ミルク・おやつの与え方の指導、歯周病と喫煙や糖尿病との関連指導、定期歯科検診の受診指導など。

歯科治療が、むし歯等の疾患の治療であることに対し、歯科保健指導は、むし歯等の疾患にならないための予防方法を指導する行為である。

(県民の責務) 第五条

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

【趣 旨】

○本条は、歯科口腔保健の推進に当たっては、基本理念でも述べているとおり、県民の自主的な取組が極めて重要であることから、県民の責務について明らかにしたものである。

県民自身が、歯科口腔保健に関する知識及び理解を深めるよう努めるべきことを定め、歯科医師や歯科衛生士等による歯科疾患の予防や重症化しないための健康診断、健康相談や保健指導等の支援を受けること等の歯科口腔保健に取り組むよう努めるものとすることを規定したものである。

【解 説】

◆「県民」(再掲)

本条例では、「県民」は福岡県内に居住するすべての人をいう。

なお、条例は、原則として当該地方公共団体の区域全体にその効力を及ぼし、かつ、その区域外に効力を及ぼすことなく、施行の範囲を専ら一定の区域として考える属地主義をとるのが一般的であり、本条例においても属地主義を採用する。属地主義においては、その区域内に住所を有しない滞在者に対しても適用される。

◆「定期的に歯科検診を受ける」

定期的な受診により、歯科医師、歯科衛生士による歯科検診、歯科保健指導、歯石除去等を受けることをいう。

◆「歯科保健指導」(再掲)

歯磨き指導(ブラッシング指導)、プラークコントロール(プラーク(歯垢)を減少させることをいう。)指導、食生活指導、生活習慣指導のことをいう。

具体的には、歯磨き指導、義歯の手入れ指導、口腔内の衛生指導、むし歯予防や強い歯にする、あごを強くするなどの食べ物に関する指導、咀嚼や嚥下などの食べ方指導、言語機能を発達させる指導、ミルク・おやつの与え方の指導、歯周病と喫煙や糖尿病との関連指導、定期歯科検診の受診指導など。

歯科治療が、むし歯等の疾患の治療であることに対し、歯科保健指導は、むし歯等の疾患にならないための予防方法を指導する行為である。

(基本的施策の実施) 第六条

(基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項の実施を推進するものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項
- 二 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項
- 三 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項
- 四 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項
- 五 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項
- 六 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項
- 七 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- 八 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項
- 九 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項
- 十 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項
- 十一 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用を促進するために必要な事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

【趣 旨】

○本条は、「歯科口腔保健の推進に関する法律」第13条により、「県は国の施策の基本的事項を勘案し、地域の状況に応じて施策の総合的な実施のための基本的事項を定めるよう努めなければならない」ことから、法に規定する施策及び本県独自の施策について規定したものである。

- (1) 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項

○歯科口腔保健に関する知識や歯科疾患の予防方法等に関して、近年、新たな医学的知見が数多く公表されており、また今後も更に研究が進むことが想定されることから、常

にそれらの情報を収集し、市町村や県民等に対して情報を提供し、県民の理解と関心を深めるよう普及啓発を行うことについて規定したものである。

(2) 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項

○歯の喪失の原因の一つであるむし歯については、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の生涯にわたって予防をすることが重要であることから、生涯にわたる対策として規定したものである。特に本県では、これまでむし歯対策として、口腔清掃の指導等を中心に進めてきたが、12歳児平均むし歯本数の減少に若干の改善傾向は見られるが、全国より多い状況である。今後、重点的により効果的に進めるため、有効的な手段として科学的根拠に基づいて行うむし歯予防対策について規定するものである。

【解 説】

◆ 「生涯」

「乳幼児期」、「学齢期」、「成人期」、「高齢期」の全てのライフステージを指すことから「生涯」と表現した。

◆ 「むし歯」

むし歯とは、歯の硬組織の表面が細菌の酸産生により壊され、エナメル質やセメント質から象牙質へと進行し、実質的に欠損する代表的な歯の疾患である。

◆ 「科学的根拠に基づき行うむし歯予防」

多くのデータを元にその効果が科学的に実証されたものをいい、科学的根拠に基づくむし歯予防対策として、「フッ化物応用」「シーラント」「甘味（砂糖）の適正摂取法」「代用甘味料の利用法」などがある。

◆ 「フッ化物応用」

フッ化物は、フッ化物溶液中のフッ化物イオンが作用して歯の歯質を強化するとともに、口腔内での酸の再生を抑制することにより、むし歯を予防する作用がある。

歯科疾患の予防対策のためのフッ化物応用の具体的な方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用等が挙げられる。

◆ 「シーラント」

フッ化物を含んだシーラント材を奥歯の溝に埋め込むことで再石灰化作用を促進する方法をいう。

◆ 「甘味（砂糖）の適正摂取法」

甘味（砂糖）摂取の総量を減らすこと、もしくは、その摂取回数を減らす方法をいう。

◆ 「代用甘味料の利用法」

むし歯を誘発しにくい代用甘味料を利用する方法をいう。

◆「健全な口腔状態の向上」

生涯にわたり自分の歯で噛んで飲み込むといった機能が継続できている口腔の健康な状態を目指すことをいう。

○福岡県の幼児期、学齢期におけるむし歯に関する歯科保健指標

◇ 1歳6か月児

	年度	18	19	20	21	22	23
一人平均むし歯数	全 国	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.06
	福岡県	0.13	0.11	0.12	0.10	0.10	0.09
むし歯有病率	全 国	2.98	2.84	2.73	2.55	2.33	2.16
	福岡県	3.99	3.77	3.90	3.67	3.39	3.32

(資料) 1歳6か月児健康診査実績

◇ 3歳児

	年度	18	19	20	21	22	23
一人平均むし歯数	全 国	1.06	1.00	1.03	0.96	0.80	0.74
	福岡県	0.99	0.95	0.80	0.72	0.78	0.74
むし歯有病率	全 国	26.64	25.86	26.50	24.71	21.54	20.48
	福岡県	27.09	26.29	24.16	22.82	22.74	22.25

(資料) 3歳児健康診査実績

◇ 12歳児

	年度	18	19	20	21	22	23
一人平均むし歯数	全 国	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20
	福岡県	1.6	1.6	1.5	1.3	1.5	1.4

(資料) 学校保健統計調査

【参 考】

◆ フッ化物洗口＜厚生労働省のフッ化物洗口ガイドライン（平成15年）より抜粋＞
フッ化物洗口法は、とくに4歳児から14歳までの期間に実施することがむし歯予防対策として最も大きな効果をもたらすことが示されている。また、成人の歯頸部う蝕や根面う蝕の予防にも効果があることが示されている。

- ◆ 乳児期、幼児期は、むし歯の好発時期であるため、1歳6か月児、3歳児健診において歯科健康診査及び歯科保健指導を行い、むし歯予防と噛むことの支援を図っていく必要がある。

学齢期は、乳歯から永久歯への交換とともに顎骨の成長も含めた口腔の機能の確立を図っている。

これらは、それぞれ根拠となる法に基づき、各主体が実施しているが、県は、歯科口腔保健の推進を図るための施策を推進する上で、これら事業と連携することが重要である。

▽母子保健に関する事業

○母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）

第一条 この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

▽学校保健に関する事業

○学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、（略）学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

（3） 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項

○成人期は、歯の喪失の原因である2大疾患といわれる歯周病予防が重要な時期である。歯周疾患と生活習慣病との関係が明らかになる中、生涯を通じた歯と口腔の健康の保持及びその機能を確保していくためには、歯周疾患の予防のための対策を県として推進していく必要があることから規定している。健康増進法に基づく健康増進事業として、市町村が歯周疾患検診を実施しているが、平成22年度の実施状況は15市町村であり、25%の市町村しか実施していない状況である。

【参 考】

▽健康増進事業

健康増進事業実施要領の「健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業」として歯周疾患検診が規定されており、「歯周疾患検診及び歯周疾患検診の結果に基づく指導を行う。検診項目は、問診及び歯周組織検査とする。」こととなっている。また、歯周疾患検診は、疾病の発見のみならず、検診の実施により健康自立への意識を高揚させ、実践へ結びつけることにより快適な高齢期を迎えることを目的とするものであることから、健康教育、健康相談及び訪問指導等他の保健事業や介護予防事業等と有機的な連携を図ることにより、適切な指導等が継続して行われるよう配慮するようにされている。

【解 説】

◆「成人期」（再掲）

18歳から64歳までの期間をいう。

◆「歯周疾患」

歯と歯ぐき（歯肉）のすきまから侵入した細菌が、歯肉に炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨（歯槽骨）を溶かしてグラグラにさせてしまう病気で歯周病ともいう。むし歯と異なり、痛みが出ないことの方が多いが、気づかぬうちに進行し、歯肉からの出血などが起こった後、歯が自然に抜け落ちるほど重症になることがある。

◆「歯周疾患の予防対策」

歯周疾患は、初期の段階であればプラークコントロール（歯垢除去）を徹底することで改善するが、歯周疾患の進行を抑制するためには、セルフケアによるプラークコントロールと専門家による定期的なメンテナンス（かかりつけ歯科医が定期的に専門的な手法を用いて歯垢や歯石の除去を行うこと）の両方を行うことが必要となる。

早期に治療に結びつけるために歯科検診は重要であり、県民がそれらを実践できるよう環境整備や県民への正しい情報提供が重要である。

（４） 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項

○高齢期は、むし歯や歯周病による歯の喪失が急増し、義歯装着者が増加するなど、咀嚼機能の低下をきたしやすい。また、加齢に伴う唾液分泌量の減少や口腔機能の低下によって、口の中に汚れが残りやすくなるとともに、咀嚼・嚥下機能の低下もきたしやすい。

高齢者にとって歯や口腔の健康の保持増進は、全身の栄養状態を良好に維持し、「食べる」、「味わう」、「話す」などの楽しみを持続することや嚥下性肺炎を予防する等、全身の健康の保持増進にとって重要な役割を果たすため、それらを維持向上するための施

策を県として推進していく必要があることを規定している。

【解 説】

◆「摂食嚥下障害の予防」

「摂食嚥下」とは、嚥む・咀嚼する、味わう、飲み込む（嚥下）等の機能を指す。歳を重ねることによりその機能が低下することやむし歯や歯周病等の歯科疾患の悪化により口腔機能が低下することからその悪化防止を図ることをいう。

(5) 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項

○妊産婦である期間は、ホルモンのバランスの変化やつわりのため歯磨きが不十分であること等で、歯肉が炎症を起こしやすくなったり、母子感染により乳児のむし歯罹患のリスクを高めることになる。また、歯周病と早産・低体重児出産との関係も考えられることから、特に口腔内の衛生状態を保ち、適切な時期に治療ができるよう定期的な歯科検診等が受けやすくなるような施策が必要であることから規定した。

(6) 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項

○県民が、生涯にわたり日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行い、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることができるようにするためには、県民が定期的に歯科に係る検診や歯科保健指導を受け、自身の歯科口腔保健に関する状況を正しく理解し、その重症化を防ぐために状況に応じた口腔ケアを実践する等が重要である。

そのため、事業所や市町村等の関係機関・団体等と連携し、歯の健康づくりに関する事業の積極的な実施や県民への意識啓発等を促進していくことを規定したものである。

(7) 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項

○障害のある者や介護を要する高齢者、その他特に配慮を要する者が、歯科検診や歯科保健指導、歯科医療など歯科に関する保健医療サービスを受けられるようにするために必要な施策について、十分に配慮する必要があることから規定したものである。

【解 説】

◆「障害者」

障害者自立支援法で以下のとおり定義される障害者（児）を指す。

【参 考】

○障害者自立支援法（平成17年11月7日法律第123号）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第二条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者をいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第2項に規定する障害児をいう。

◆「介護を必要とする高齢者」

介護保険法で以下のとおり定義される要介護者及び要支援者である高齢者を指す。

【参 考】

○介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

第七条 この法律において、「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

2 この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

3 この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要介護状態にある65歳以上の者

二 要介護状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

4 この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 要支援状態にある65歳以上の者

二 要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

◆「高齢者等」

「等」とは、例えば、在宅での療養者（児）、発達障害者（児）、身体障害者手帳等の交付を受けていないが身体機能等に障害を有する者等が想定される。

(8) 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項

○歯科口腔保健に携わる者について、今後必要となる専門的な人材を養成し、質の高いサービスを実現するため、人材の確保やその資質の向上に向けた取組の促進が必要であることを規定したものであり、具体的には歯科医師や歯科衛生士等の歯科専門職に加え、保健師、栄養士、介護職員等で歯科保健医療サービスの提供に従事する者に対する研修等が考えられる。

【解 説】

◆「確保及び資質の向上」

各養成施設における歯科衛生士の養成のほか、歯科医師や歯科衛生士等の歯科専門職に加え、保健師、栄養士等で歯科保健医療サービスの提供に従事する者に対する研修の実施等が想定される。

(9) 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項

○本県においては、山間地やその周辺の地域の中山間地域や離島など地理的条件に恵まれない地域において、25ヶ所の無歯科医地区（準ずる地区も含む）がある。これらの地域では過疎化・高齢化が進行しており、公共交通等も不便になるなど、歯科に関する保健医療サービスを受けるのに困難な状況となっている状況がある。これらの地域に居住される方にも、歯科治療がより容易に受けられるよう配慮した環境整備が必要であることからこれらの地域における歯科口腔保健サービスが提供されるよう、県として施策を講ずる必要性があることから規定したものである。

(10) 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項

○東日本大震災や北部九州豪雨等近年、自然災害が頻繁に発生する中、災害時の応急措置などの診療体制の整備や、避難所における被災者の口腔ケア等の歯科保健指導の重要性が

高まることを踏まえ、災害時の体制について災害発生前からの危機管理体制も含めた施策を講じる必要性があることから規定したものである。なお、本県は平成10年9月に福岡県歯科医師会と災害時の歯科医療活動について協定を締結している。

(11) 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な事項

○実効性のある計画を定め、効果的に歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するためには、県民の歯と口腔の健康状態を正確に把握する必要があることから、その把握に努める旨規定したものである。

現在は、幼児期からの歯科口腔保健の効果的な推進を図るため、母子保健法に基づく1歳6ヶ月児及び3歳児の歯科検診の結果と学齢期におけるむし歯の罹患状況を把握するための「学校保健統計調査（県教育委員会）」が毎年実施されているが、過去の結果も含め、これらの現行調査を十分活用し、施策に反映させることが重要である。

また、成人期から高齢期の実態把握が重要であるが、現在は十分把握されていない状況にあることから、例えば、たばこによる歯と口腔の健康被害の防止対策、糖尿病等の生活習慣病の予防対策など、歯と口腔の健康づくりを推進するために必要な事項に関する調査研究が必要と考えられる。

さらに、歯科疾患に関する研究の進捗状況、国等の施策の動向などから、歯科口腔保健を推進する上で新たなニーズに対する施策などが生じることも予想されることから必要な調査・分析の実施と歯科保健等に関する最新の医学的知見等の情報収集等を行い、施策に活用する必要性があることを規定するものである。

(12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

○前各号に記載していない項目で重要な施策を講ずる必要が生じた際に適応できるよう規定したものである。

(歯科口腔保健推進計画の策定) 第七条

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第13条第1項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、おおむね5年ごとに、歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。

3 知事は、前2項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

【趣 旨】

○本条は、県が歯科口腔保健を推進する上で基本となる計画の策定等について定めたものである。

本条例の主旨の実現に当たって、条例に掲げる基本理念や方向性が、実効性ある施策をもって担保されるようにすることが重要である。

このため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、法第7条から11条に規定されている施策及び県として独自に定めた施策を実施するための方針、目標、計画等を定めることとされており、法第13条第1項の規定により、知事が本県の歯科口腔保健の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための歯科口腔保健推進計画を定めることについて規定するものである。

○第2項は、歯科口腔保健に関する施策の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえおおむね5年ごとに見直すことを規定したものである。

○第3項は、歯科口腔保健推進計画の策定時、または、見直したときには、県民に公表する義務を課したものである。

【解 説】

◆「基本的施策」

第6条に規定した12項目の施策をいう。

◆「総合的かつ計画的に推進」

歯科口腔保健の推進を図るために、保健、医療、福祉、教育等多方面の分野に関係することから、県は、全体的な視野に立って、歯科口腔保健推進計画を策定し、これに従い施策を実施することをいう。

(啓発週間) 第八条

(啓発週間)

第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

【趣 旨】

- 県民が歯科口腔保健に関する関心を高め、歯科疾患の予防の重要性やその方法について理解を深めるよう、歯科口腔保健啓発週間を設けることを規定したものである。
- これまでも国が推奨してきた6月4日から10日までの「歯の衛生週間」や、8020運動（80歳で20本の自分の歯を残す運動）の推進があったが、福岡県歯科医師会により普及している11月7日、8日の「いいな・いい歯の日」等を活用した普及啓発も想定される。

(財政上の措置) 第九条

(財政上の措置)

第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣 旨】

- 本条は、歯科口腔保健の推進に関する施策を推進するため、県が必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを定めたものである。この規定により、県に予算措置を直接義務付けるものではないが、具体的な施策を策定及び実施するに当たっては、必要な予算措置に努める必要があることを明らかにしたものである。

【解 説】

◆「財政上の措置」

予算案の作成、議会への提出、予算の執行などの一連の手続き・対応を指すものである。

◆「努めるものとする」

財政上の措置は当然のことであるが、その年度の経済状況や財政状況により措置されることとなるので「努めるものとする」としており、具体的な事業に係る予算措置については、その必要性や妥当性、効率性等が検討された上で個別に決定されるものである。

(附則)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

【趣 旨】

○附則として、施行の日を定めたものである。

○また、経過措置として、現在策定されている「福岡県歯科保健医療計画」については、条例制定後策定する「歯科口腔保健推進計画」としてみなすことを規定したものである。